

実演芸術の将来ビジョン 2010（抜粋）

2010. 6

社団法人日本芸能実演家団体協議会

国民の創造、鑑賞、参加の拠点を全国に整備する法律の制定を 芸術創造の活性化と国民の鑑賞、参加の機会拡大と格差是正にむけ

劇場・音楽堂は、人々が心を寄せ、生きる力を得、時代を共有し、交流する、いわば実演芸術を媒介とする開かれた広場であり、地域社会における文化芸術とまちづくりの核となる存在である。そこは多様で多彩な実演芸術の歴史的な資産を継承し、新たな価値が生み出される場であり、実演芸術の価値が社会に生かされる機関として機能しなければならない。

これまで市民会館、文化会館、芸術会館などの通称「公立文化会館」は、ほとんどが集会所として建設され、主に地域の人々が文化活動に利用する施設として使われてきた。また 900 程度の公立文化会館で年間約 13,000 の文化事業が実施されてきた。この中で実演芸術の公演事業は、演劇、音楽専門施設や能楽堂といった上演分野が特定されたもの以外は、多目的施設であり、一施設で多様な芸術分野の文化事業が実施され、地域の人々に提供されてきた。

歴史的には公立文化会館は、設置した地方公共団体が責任をもって地域住民の芸術享受の場として一定程度の役割を果たしてきた。しかしながら施設設置目的の主要な業務が貸館にあるため、運営人材には実演芸術の専門人材は配置されておらず、設置地方公共団体からの人材が中心となり配置され、定期的な人事異動により文化事業に関するノウハウの蓄積が成されてこなかった。

今世紀に入ってから日本の地域経済の疲弊は、国民の芸術鑑賞機会の減少と鑑賞格差の拡大を招き、さらに行財政改革として実施された指定管理者制度は、短期間で指定が見直されるという運用がなされるため、事業の継続性と柔軟性への影響、地域や専門家とのつながりの蓄積・継承への影響、人材の育成・雇用への懸念があり、地域の文化拠点として十分に機能しにくい現状にある。

日本の歴史的な経緯と現状を踏まえ、これまでの公立文化会館がより実演芸術の創造性など多様な価値を社会に生かすように機能するためのベクトルが働く政策を進めるため、新しい法制度が必要である。

1. 法律の名称

法律の名称を「社会の活力と創造的な発展をつくりだす実演芸術の創造、公演、普及を促進する拠点を整備する法律」とする。

2. 法律がめざすもの

法律は、新たな助成制度の構築と対応するよう、2011 年度までに制定し、実演芸術の公共的な価値を社会に生かせる仕組みを長期的に全国に形成することをめざす。5 年程度を第一ステップ

として計画目標値を設定し、評価を行い、次のステップに進む。

国の劇場・音楽堂の認定

- ・国は、劇場・音楽堂の定義を示し、地方公共団体が設置した公立文化会館等のうち要件を満たしたものを申請に基づき劇場・音楽堂と認定することによって、単なる地域の公立文化会館ではなく、実演芸術の振興の拠点と位置づける。
- ・現在、能楽堂や音楽ホールの中には芸術の振興を目的とする公益法人、実演家が公益法人として設置したものが存在する。実演芸術の公共的な価値を社会に生かす観点から、劇場・音楽堂には公益法人が設置したものも含める。

劇場・音楽堂の目的—実演芸術の創造・鑑賞・参加の機会の提供

- ・劇場・音楽堂は、主として国民に実演芸術の創造・鑑賞・参加の機会を提供することとし、貸館により行われる実演芸術の創造・鑑賞・参加の機会も含まれるものとする。
地方自治法「公の施設」の利用は、主に国民が劇場・音楽堂で行われる創造と鑑賞に参加するために観客・聴衆として席に座ること、劇場・音楽堂が展開する多様な芸術事業を享受することとする。
これによって、専属や提携芸術団体の稽古、仕込、劇場・音楽堂の自主事業実施などの施設の長期優先利用は「公の施設」の不当な利用制限または差別的な扱いにあたらないものとする。また従たる貸館事業を妨げるものではない。

劇場・音楽堂の事業

- ・劇場・音楽堂の事業としては、演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術の多様なものが想定される。特定分野に特化したものも考えられるが、施設特性の制約に対応できる分野の事業も併存して実施するのが現状である。芸術分野だけでなく事業の機能で考える。
- ・劇場・音楽堂は、主な事業の機能は次の通り。
 - 1)実演芸術の創造・制作事業
 - 2)鑑賞の機会提供事業
 - 3)実演芸術を生かした教育普及事業
 - 4)創造・制作や機会提供のために内外実演芸術の調査・研究機能
 - 5)劇場の事業活動の持続を担う専門人材の育成機能
- ・上記5つの機能をすべて備えた劇場・音楽堂を創り出すことが長期的な目標となるが、現状からすると短期的な移行は不可能である。そのため2つの類型の選択肢を想定し、チャレンジを促し類型間の移動も可能とするなど柔軟性をもたせ、長期的にその数を増やしていく
- ・その間、劇場・音楽堂に働く人材を同時に育成する必要がある、雇用をつくりだし、仕事についてのノウハウ蓄積を行い、その研修体制づくり、ノウハウの共有を広げるネットワーク機能の充実が必要である。

劇場・音楽堂の事業第一類型（創造型）：上記の5つの機能すべてを有するもので、とりわけ重要な活動として実演芸術の創造・制作を位置づけているもので、生身の人間の営為自体がサービスである実演芸術の性質上、芸術家の存在を必須の要件とする。例えば演劇、音楽、舞踊など分野に特化したものと、演劇を中心としつつもダンス、伝統芸能など多様なプログラムを提供することも想定される。

劇場・音楽堂の事業第二類型（提供型）：すべての機能を有しているが、鑑賞機会提供、教育普及事業を中心に位置づけているものである。同じく演劇、音楽、舞踊など分野に特化したものと、例えば音楽を中心としつつも提携オーケストラの定期公演のほか、合唱、室内楽、日本の伝統音楽、世界の民族音楽など多様なプログラムを提供することも想定される。

劇場・音楽堂は専門家を擁する自律的な機関

- ・劇場・音楽堂は、目的・事業を実現するために専門家を擁する自律的な機関とする。
- ・実演芸術の創造・鑑賞・普及の事業を考えると、劇場・音楽堂の自律的で専門的な意思決定は重要であり、設置自治体や施設を管理する法人との関係も含めた関係を参考資料の「劇場・音楽堂の組織・予算について」のように想定する。
- ・劇場・音楽堂は、地域、全国や海外の文化資源の情報収集、芸術家等とのネットワークにより芸術事業を展開し、その働きかけにより人々の参加を得、そして次の事業への持続的な発展の循環を創り出す必要がある。その運用のために事業内容に相応しい専門家の配置が必要である。
- ・創造型、提供型とも経営責任者、芸術責任者、技術責任者の配置は必須要件である。責任者の責任と権限の内容、任免の手続きを明確にして任命する。

経営責任者（館長）は芸術への理解とともに非営利組織や地域経営の経歴を有する者。

芸術責任者（芸術監督・プロデューサー）および**技術責任者**は実演芸術の経歴を有する者。円滑な公演活動と安全確保の観点から技術職員については技能認定制度を設計し、適用する。また教育普及については担当責任者を配置する。

なお、音楽堂と演劇専門施設を併設する複合館における責任者の配置や認定方法について検討が必要である。

- ・劇場・音楽堂の事業を充実するには、所属芸術家、所属芸術集団、本拠又は提携芸術団体の存在が重要である。これまでの日本の現状から、芸術団体との提携を促進する政策を進める必要がある。
- ・国は、先に示した助成制度の活動基準、組織基準に基づき劇場・音楽堂を助成する。予算構造は参考資料のとおりとする。

3. 劇場・音楽堂の長期的な展望

専門芸術団体は公立文化会館との連携を深め、人々の芸術享受の機会をつくりだし、地域文化

の向上を共通の目的として活動を進めることが出来る法的基盤の整備を期待している。

また、これまで建設されてきた公立文化会館は老朽化が進み改修期に入るものが多い。その場合、施設設置の目的・事業を具体的に検討し、集会所なのか実演芸術の振興が目的なのか明確にそ、施設仕様だけでなく立地も含め時代に相応しいものにしていく必要がある。

さらに、実演芸術を振興することを目的とする芸術団体等が、地域の力を得て、自らの表現の場を確保するために劇場・音楽堂を設置することが考えられる。

これらの方向性を見定めた法的基盤であることが必要である。

なお、この法的基盤の整備はあくまで地方公共団体や公益法人が設置した全国各地の劇場・音楽堂の活動を充実するためのものである。国の独立行政法人日本芸術文化振興会が設置している国立劇場群について、実演芸術の振興の観点から中心的な役割を果たすことが期待されるが、今回の提言ではふれない。

参考資料

劇場・音楽堂の運営組織・予算について—新公益法人の活用のあり方

劇場・音楽堂の運営については、助成制度の構築でふれたとおり、「新たな公共」の担い手として非営利芸術組織が担うことが相応しいと考える。とりわけ公益法人は法人税や寄附金優遇税制が充実し、会計制度と情報公開が整っており、地域社会からの支援を受けやすい法的な基盤が整っているからである。

組織について

1. 公益法人（公益財団法人）の組織

定款により評議員会と理事会を設置し、設置地方公共団体、地域、有識者、芸術界、実務家で構成する。理事会が館長と芸術監督を任命する。

2. 劇場・音楽堂として機関固有の組織

館長、芸術監督、プロデューサーなど芸術責任者、制作、技術、学芸、営業、広報、総務、資金調達など事業規模に相応しい部門を設置し、部門長は館長が任命する。

予算について

1. 公益法人会計基準により標準公共劇場会計をつくり、確立する。

2. 費用分担

事業会計は、公益目的事業として芸術事業と施設運営で構成される。

- ・ **芸術事業**は、創造事業、提供事業、教育普及事業で構成され、制作直接経費と芸術家および各部門人件費は芸術事業費とする。また、広報、総務、資金調達の直接経費およびその部門人件費は基準を定めて芸術事業費に配賦する。

この財源は、入場料収入、助成金、寄附金、設置地方公共団体（利用料収入含む）に一定割合の国の助成金とする。

- ・ **施設運営**は、施設管理費と修繕改修積立金

この財源は、指定管理料および利用料収入

収益事業会計の利益は、事業会計に繰り入れる。

法人会計は、設置自治体の負担とする。